

# 令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業 公募要領

## 1. はじめに

平成30年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会形成に向けて取り組むべき課題の1つとして「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が挙げられている。その中の取組として、「サービサイジング、シェアリング、リユース、リマニュファクチャリング等2R型ビジネスモデルの普及が循環型社会にもたらす影響（天然資源投入量、廃棄物発生量、二酸化炭素排出量等の削減や資源生産性の向上等）について、可能な限り定量的な評価を進めつつ、そうしたビジネスモデルの確立・普及を促進する」ことが求められている。

また、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議において定められた「地域脱炭素ロードマップ」においても、「使用済み製品等のリユースの普及拡大」は、地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策として位置づけられている。

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大で生じた在宅時間に家財の整理等を行う人が増えたことにより、粗大ごみ量の顕著な増加を課題とする自治体も生じており、解決に向けてより一層のリユース促進の取組が求められている。また、使用済製品のリユースを目的とした排出ルートは多様化しており（例えば、フリマアプリ、使用済製品交換プラットフォームなど）、リユースに関するビジネスも多様化している。このような背景のもと、地方公共団体が中心となり、消費者、事業者等と連携することで、より実効的なリユース促進が期待される場所である。

上記を踏まえ、使用済製品等の適正なリユースを実効的に推進するため、地方公共団体がリユース関連事業者や、市民団体等と連携した先導的な取組を支援し、その成果を広く発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的とし、以下についての公募を行うものである。

## 2. 対象事業

### (1) 事業の内容

本モデル事業は、リユース関連事業者や市民団体等と連携した先導的なリユース施策を実施しようとする地方公共団体を支援することを目的とし、施策実施に必要な事前調査、関係者との調整、施策の効果検証等について、その費用の支援及び技術的支援（事業実施者が困難な効果検証等に限る）を行うものである。

使用済製品等の適正なリユースの推進に資する取組を幅広く求め、新規性・先進性があり、かつ、調査・検討のみではなく実効性のある取組であることを要件とする。

申請者においては、地域における使用済製品等の適正なリユースの推進に資するモデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、モデル事業の計画を実施する（申請者が、必要に応じて事業者・市民団体などと連携を図りつつ、自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

<具体的なテーマ例>

- ・ EC サイトを活用した効率的な使用済製品等のマッチング・受渡に関する検討・実証
- ・ 制服や子供服等の衣類に関する公営マッチングサービスの実現に向けた検討・実証

・一般廃棄物の収集運搬業者と連携した、使用済製品等の効率的な利活用に向けた検討・実証

※なお、上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じた創意工夫による使用済製品等の適正なリユースの実施に向けた自由な提案を求めるものです。ただし、新規性・先進性のある取組を求めており、調査・検討のみではなく実効性のある取組であることを要件とします。

※使用済製品等のリユースに関する中長期的な計画・構想の中での一部分をモデル事業として申請する場合には、申請書の中でその位置づけについても記載ください（モデル事業は令和4年度の単年度支援です）。

※本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるもの、更なる発展や他の地域への展開が期待されるものを優先的に採択致します。

※なお、有識者からの助言等を得て、申請書の計画内容について評価・検討を行う予定であり、事業実施の前に、計画内容についての事前調整を図る場合があります。

## （２）公募の対象

申請者は、地方公共団体（都道府県、市区町村）を原則とする。ただし、地方公共団体が事業者・市民団体などと共同で提案すること、複数の地方公共団体と共同で提案することを妨げない。

モデル事業の採択件数は、5件程度を予定する。

## （３）事業の助成内容

本事業では、申請者の事業計画に沿って、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者が技術的支援を行う（期間中3回程度の打合せを想定。例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、効果測定への支援（アンケート設問内容の意見出し）など）とともに、事業実施に係る実費として、1事業当たり上限400万円（税込）の必要経費に係る支払いを行うことが可能である。

なお、必要経費は、本事業の事務局請負事業者から直接請求元に支払いすることも可能である（例えば、申請者が発注したパンフレットを作成する印刷会社に対して、本事業の事務局請負事業者からその費用を直接支払う）。

具体的な額については、環境省担当官及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者が検討し、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に応じて減額される場合がある。

※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

## （４）事業対象経費

各事業のうち、モデル事業等の実施に必要な費用、会議・調整のための費用（例えば、会場費、構成員の交通費・謝金など）、広報・PRのための費用（例えば、ポスターやパンフレットの作成費用、その配布費用）、調査・検討・分析の費用（例えば、アンケート調査の実施費用）、連携する事業者等への委託費（人件費など）、その他必要と認められる経費に該当する費用とし、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者から支払う。

※備品、施設整備（事業期間中に借用し設置するものは可とする）やウェブサイトなどの無形財産等事業終了後に財産となるような支出（事業期間中のウェブサイト使用料は可とする）、単価が5万円を超える物品の計上は不可とする。

### (5) 事業の実施期間

令和4年8月上旬（仮）（採択後）から令和5年2月28日まで

### (6) 事業の成果報告

事業の成果を報告書としてとりまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた効果（達成した成果）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定するが、詳細は採択決定後に環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者とともに協議することとする。

また、事業期間中は、定期的に事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負業者に報告することとする（頻度は1ヵ月に1回程度を想定、フォーマットは環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負業者より提供）。

## 3. 応募方法等

### (1) 応募方法

添付資料2の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の宛先まで電子メールで提出すること。

### (2) 公募期間

令和4年5月30日（月）16:00～7月8日（金）18:00

### (3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email: hairi-recycle@env.go.jp

### (4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

担当（橋本・土屋・黒岩）

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email: hairi-recycle@env.go.jp

※可能な限り Email でのお問い合わせをお願いいたします。

TEL: 03-6205-4946（内線 5232・5231・5235）

## 4. 選定方法・基準等

### (1) 選定方法

環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者が開催する有識者等を構成委員とした選考会において、(2)に示す選定基準の観点から、対象事業を選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を依頼する場合がある。

## (2) 選定基準

モデル事業等の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

### (ア) 事業の有効性

- ・使用済製品等の適正なリユースの促進に資するものであるか。
- ・期待される効果と事業費との妥当性  
(※ここでの効果とは、モデル事業の実施による直接的な効果を意味し、モデル事業を通じて循環利用やごみ減量化に繋がった物品数やその容積、事業に参加した住民数等を想定する。)

### (イ) 事業としての継続性、発展性・波及性

- ・本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。
- ・当該モデル事業等の更なる発展や他の地域への展開が可能なものであるか。  
普及啓発も含め期待される効果は大きいか。  
(※ここでの効果とは、本モデル事業の終了後、更なるリユースの促進への波及が期待されることを意味し、他の地域での取り組み可能性や事業の汎用性、普及啓発の対象となった住民数を想定する。)

### (ウ) 事業の新規性、先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。  
(※先導的な事業をより評価する。なお、他の地方公共団体にて類似の事例が存在するが、申請者の地方公共団体では初めての事業である場合は、新たに検討・実証すべき課題や地域の特殊性を明記すること。)

### (エ) 事業の具体性・実現可能性

- ・実施計画書の計画（スケジュール等）が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・モデル事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・モデル事業の効果検証や課題整理の方法が具体的に記載されているか。効果検証（定量的・定性的な効果のいずれも）の方法は適切に設定されているか。
- ・モデル事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。
- ・関連団体等（事業者、市民団体等）との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。

## (3) 選定結果

選定結果は、令和4年8月上旬（仮）に申請者へ文書等により通知する。（状況に応じて、通知時期は前後する可能性有り）

## 5. その他（注意事項など）

- ①過去に環境省モデル事業※（平成 23 年度～平成 27 年度 使用済製品等のリユースに関するモデル事業等）に採択された事業の継続的な取組であっても申請を妨げるものではない。
- ②連携する事業者等が、他の地方公共団体によるモデル事業の事業者等であることを制限しない。ただし、提案するモデル事業が滞りなく進むことを申請書にて明記すること。
- ③採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、モデル事業等を実施する者として環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者に従い提出すること。
- ④事業の終了後、事業成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合がある。
- ⑤事業の進捗に応じ、環境省への報告等が別途求められる場合がある。

※環境省では、平成 23 年度から平成 27 年度まで使用済製品等のリユースに関するモデル事業を実施し、リユースを推進することにより、循環型社会の推進や低炭素社会の構築といった環境保全上の効果のみならず、住民同士の交流促進や地域の活性化といった効果が期待された。また、それらモデル事業の成果等も踏まえて、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（平成 27 年 7 月）を発出したところである。

(<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/h26pamph01.pdf>)

使用済製品等のリユースの促進に向けて、「使用済製品等のリユースに関するモデル事業（平成 23 年度～平成 27 年度）」「使用済製品等のリユース促進事業研究会（平成 21 年度～平成 28 年度）」を実施しており、同成果は環境省ウェブサイトを参照

(<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>)

(以上)